

盛岡市家計応援給付金事業支援業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年2月12日

盛岡市長 内 舘 茂

1 業務の概要等

(1) 名称

盛岡市家計応援給付金事業支援業務委託

(2) 業務の目的及び業務内容

別紙仕様書のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の翌日から令和8年9月7日まで

(4) 提案上限額

148,448,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

2 提案者の資格要件

当プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合にあっては、それぞれの者を含む。）は、次に掲げる資格要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれに類する事業拠点を有し、本業務の実施について市の要求に応じて協議・対応できる体制を整えていること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項第1号及び第2号に規定する者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市からの受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けている者でないこと。

(5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

(6) 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付

すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

3 提案書類

当プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

- (1) 企画提案申込書（様式第1-1号） 1部
（複数の者が共同で参加しようとする場合、グループ構成書（様式第1-2号）を提出すること。）
- (2) 提案資格を有していることを証明する書類
 - ア 法人登記簿の謄本（法人の場合のみ） 1部
 - イ 定款又は寄附行為（全て複写。法人以外の団体にあつては、これらに相当する書類） 1部
 - ウ-1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書 1部
 - ウ-2 直近の盛岡市に納付すべき法人市民税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書 1部
 - ウ-3 直近の国税又は市民税等の納税義務がない場合は、その理由を記載した申立書（様式第2号） 1部
（直近とは納付期限が到来しているものを指す。）
- (3) 提案する団体の役員等名簿（様式第3号） 10部
- (4) 企画提案書（様式第4号） 10部
- (5) 事業予算書（様式第5号） 10部
- (6) 設立趣旨、事業内容のパンフレット等、提案者の概要が分かるもの 10部
- (7) 実績調書（様式第6号） 10部
（官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載すること。）
- (8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（複数の者が共同で参加しようとする場合のみ。任意様式） 10部

4 提案書類に係る留意事項

- (1) 盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、上記3(2)及び(3)の書類は提出不要である。
- (2) 複数の者が共同で参加しようとする場合、上記3(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。
- (3) 無効となる提案書類

次のアからカまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

- ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなった者から提出されたもの
- イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの
- ウ 所要経費が、提案上限額を超えるもの
- エ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当するもの
- オ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの
- カ 提出期限を過ぎて提出されたもの

5 提案書類の受付

(1) 受付期間

令和8年2月12日（木）から3月5日（木）正午まで（必着）

※ 受付時間は、午前9時00分から午後4時00分までとする。ただし、受付期間であっても、土曜日、日曜日及び祝日を除くものとする。

(2) 提出場所

盛岡市役所本庁舎別館8階（盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課 電話019-626-7534（直通）

(3) 提出方法

持参又は簡易書留、レターパック若しくはゆうパックによる郵送とすること。

6 質問の受付及び回答

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）に必要事項を記入の上、電子メールで提出すること。

なお、口頭及び質問票によらない質問は受け付けない。

(1) 質問の受付期間

令和8年2月12日（木）から2月26日（木）正午まで

(2) 質問に対する回答の公表

令和8年2月27日（金）までに盛岡市ホームページへ掲載し、公表する。ただし、審査に影響しない軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(3) 提出先

後述の「問合せ先」の電子メールアドレスあてに提出すること。電子メールの件名は、「公募型プロポーザルに係る質問@盛岡市家計応援給付金事業支援業務委託」とすること。

7 提案書類の審査

(1) 審査方法

ア 一次審査

提出された提案書類の内容に基づき選考する。なお、提案者が3者以下の場合は、実施しない。

イ 二次審査

一次審査で上位と評価した3者に対して、提出された提案書類の内容、事業提案者のプレゼンテーション並びにヒアリングの内容に基づき選考する。

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

ア 業務遂行能力

- (ア) 従事者の確保・育成 (10点)
- (イ) 業務実施スケジュール (10点)
- (ウ) セキュリティ対策 (5点)
- (エ) 発注者の都合による変更要求への対応 (10点)
- (オ) 受注実績 (10点)

イ 企画提案内容

- (ア) 対象者抽出・管理用データベースの構築、運用及び保守等業務 (10点)
- (イ) オンライン申請システムの構築、運用及び保守等業務 (10点)
- (ウ) コールセンター業務 (10点)
- (エ) 事務センター業務 (15点)

ウ 事業予算額積算の妥当性

- (ア) 費用 (10点)

(3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページへ掲載し、公表する。

(4) 公募・審査日程 (予定)

- ア 公募の開始 2月12日 (木)
- イ 質問票の受付期間 2月12日 (木) から2月26日 (木) 正午まで
- ウ 提案書類の受付期限 3月5日 (木) 正午まで
- エ 一次審査の実施及びその結果の通知 3月6日 (金)
- オ 二次審査の実施 3月11日 (水)

※ 一次審査の結果は、郵送及びメールアドレスあてに通知する予定としている。

※ 二次審査のプレゼンテーション及びヒアリングに係る日時等の詳細は、二次審査の対象者に、別途通知する。

※ プレゼンテーション及びヒアリングの時間は、40分を予定している。

カ 二次審査結果の通知及び本審査結果の公表 3月12日(木)

キ 契約締結 3月中旬以降

8 提案その他の内容に係る留意事項

(1) 提案に関して必要となる費用は、すべて提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書類は、原則として返却しない。

なお、提出された提案書類は、盛岡市情報公開条例(平成12年条例第51号)に基づき開示等を実施する場合がある。

(3) このプロポーザルに関する説明会は、開催しない。

(4) 公募資料等のデータは盛岡市公式ホームページからダウンロードすること。

(5) 提出された提案書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。

(6) 選定後の契約方法等について、次のとおり留意すること。

ア 契約は、随意契約とし、第1順位者から見積書を徴取して契約書を作成する。

イ 契約の内容となる仕様書は、別紙仕様書及び第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、本事業の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、発注者と第1順位者との協議が調わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

9 問合せ先

盛岡市市長公室企画調整課政策調整係

住所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話 019-626-7534(直通)

FAX 019-622-6211(代表)

電子メール kikaku@city.morioka.iwate.jp